

HEAD研究会会則

(名称)

この会は、一般社団法人HEAD研究会と称する。

(事務所)

この会の事務所は、東京都千代田区外神田六丁目11番14号に置く。

(目的)

この法人は、大きな転換期を迎えている建築及び都市に関連する業界を対象として、その知的資産、技術的蓄積、人材の能力をより豊かに発揮させる有効な方法を見出すための調査、研究、プラットフォームの構築、広報などの事業を行い、建築、都市に関連する領域に活躍の場を創り出し、産業的環境の形成に寄与し、より豊かな社会、環境を創造することに、会員自らが主体者となり貢献することを目的とする。

(活動・事業の種類)

- (1) 日本の建築技術をベースとした海外展開とその研究
- (2) 優れた建築部品の選定・開発とその広報活動
- (3) 新しいリノベーション手法の研究と普及活動
- (4) 工務店及び不動産の新しい業態の開発と研究活動
- (5) 新しい建築、建築産業を作り出す人材の育成・教育活動
- (6) 建築マーケットを支えるプラットフォームの研究と構築
- (7) 建築及び建築産業に関わる起業支援活動
- (8) 建築及び建築産業に関わる既存制度の研究と改善活動
- (9) 各種メディアによる広報発信事業

(会員の種類)

個人正会員

法人会員

U-30会員（30歳未満の個人正会員）

(入会)

この法人の会員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(会費)

会員は年会費として下記に定める額を支払う。

個人正会員	20,000円
法人正会員	120,000円
U-30会員（30歳未満の個人正会員）	3,000円

事業年度は4月1日から3月31日とする。

また、会費は返還しないものとする。

初年度会費については入会時期に応じて下記に定める額を支払う。

4月1日から9月30日の入会の方 1年分の会費とする。

10月1日から3月31日の入会の方 上記の半額とする。

(退会)

会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

なお、次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な理由が発生したとき。

(会員資格の喪失)

前項の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 会費の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- 二 総会において決議されたとき。
- 三 当該会員が死亡し、又は当会が解散したとき。

(役員)

この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 4名以上20名以内
- 二 監事 3名以内

理事のうち2名を代表理事、2名を業務執行常務理事とする。

代表理事のうち1名を理事長、1名を副理事長と称する。業務執行常務理事のうち1名を事務局長、1名を総務担当とする。

(監事の職務及び権限)

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

(総会)

総会は、本法人の最高議決機関であり、次の事項について議論し、決議する。

- 一 主要なる運営方針の決定
- 二 計算書類等の承認
- 三 理事及び監事の選任又は解任
- 四 理事及び監事の報酬等の額
- 五 会員の除名
- 六 定款の変更
- 七 解散
- 八 その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催)

総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(議決権)

総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

なお、次の決議は、会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 会員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 解散
- 五 その他法令で定められた事項

(事業報告書及び決算)

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時会員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 貸借対照表
- 三 損益計算書（正味財産増減計算書）

(剰余金の分配の禁止)

当法人は剰余金の分配を行わない。